



# 目次

1	労働安全衛生法
2	労働安全衛生法施行令
3	労働安全衛生規則
4	ボイラー及び圧力容器安全規則
5	クレーン等安全規則
6	ゴンドラ安全規則
7	有機溶剤中毒予防規則
8	鉛中毒予防規則
9	四アルキル鉛中毒予防規則
10	特定化学物質障害予防規則
11	高気圧作業安全衛生規則
12	電離放射線障害防止規則
13	酸素欠乏症等防止規則
14	事務所衛生基準規則
15	機械等検定規則
16	粉じん障害防止規則
17	石綿障害予防規則
15	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

※本書の内容現在は、原則として令和7年4月1日施行現在です。

## よくあるQ&A

- Q : 労働安全衛生法と労働基準法との関係はどのようになっていますか。  
A : 安衛法は、形式的には労働基準法（「労基法」）から分離独立したものとなっていますが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものです。そのことは、安衛法第1条（目的）において、労働条件について的一般法である労基法とは、一体としての関係に立つものであることが明らかにされています。したがって、労基法の労働憲章の部分（具体的には労基法第1章の総則）は、安衛法の施行にあたっても当然その基本とされるものであります。
- また、資金、労働時間、休日等の一般的労働条件の状態は、労働災害の発生に密接な関連を有するものであり、かつ、安衛法の第1条の目的の中で「労働基準法と相まって、……労働者の安全と健康を確保する……ことを目的とする。」とうたっている趣旨に則り、安衛法と労基法とは、一体的な運用が図られなければならないものとされています。

- Q : 事業場の範囲の捉え方は如何ですか。  
A : 安衛法は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定が適用されることになってしまい、安衛法による事業場の適用単位の考え方は、労基法における考え方と同一です。
- すなわち、ここでの事業場とは、工場、倉庫、事務所、店舗等のごくごく単一の場所において相關連する組織の下に継続的に行われる作業の一体をいいます。
- したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的の概念によって決定されるべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別々の事業場とされます。
- しかし、同一場所にあっても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合に、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによって安衛法がより適切に適用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとされています。例えば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附置された給食場等が該当します。
- また、場所的に分離しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱われます。

- Q : 事業場の業種の捉え方は如何ですか。  
A : 事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決められるものであり、経営や人事等の管理事務をもっぱら行っている本社、支店等は、その管理する系列の事業場の業種とは直接関係に決定されます。
- 例えば、製鉄所は製造業とされますが、当該製鉄所を管理する本社は、安衛令第2条第3号の「その他の業種」とされます。

- Q : 事業者とは何を指しますか。  
A : 安衛法における主たる義務者である「事業者」とは、同法第2条第3号に「事業を行う者で、労働者を使用するもの」と定義されています。すなわち、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指しています。
- このことは、従来の労基法上の義務主体であった「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任が明確

## 関連商品

膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール



## 安全衛生セレクション

コンテンツ（一部）	
改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの安衛法関連の通達約1,800本を収録
法令別要求事項	安衛法と特別規則17本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つチェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化（約250本）根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	安衛法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	安全衛生関係法令のご相談を受付・回答／よくある疑問を相談事例として提供
メールマガジン	改正情報をメールマガジンで配信（月1回）

詳細・お申込みはコチラ  
<クレジットカードでもお支払いいただけます>

→ Q 第一法規

検索 CLICK!



キリトリ線

### 申込書（第一法規刊）

## 労働安全衛生法クイックガイド2025

●定価 4,840円（本体4,400円+税10%） [コード 096404]

申込部数 部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。）  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

※代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が	1万円以下の場合、330円（税込） 3万円以下の場合、440円（税込） 10万円以下の場合、660円（税込）	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いた ただけません。
--	--	--

年 月 日

ご住所

機関名

部署名

フリガナ  
ご氏名

TEL  
E-mail

□公用  
□私用

@

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、  
このままFAXで下記宛お送りください。

### ■宛先

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印

お客様より預かりした個人情報は、商品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>）をフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974